

《研究ノート》

法人契約における 生命保険商品についての一考察

山 下 佑 未 香

本論文の研究目的は、生命保険本来の意義から、法人向け生命保険商品の課税上の取り扱いのあるべき姿を明らかにすることです。その研究方法としては、わが国の多くの学者及び実務家の見解並びに諸外国の取り扱いを取り入れ、その内容を整理・検討するとともに、過去の判例を参考にし、法人向け氏名保険についての問題点を考察するものです。

現行法人税法上、生命保険商品についての明文規定は無く、法人税基本通達により保障と貯蓄の二面性から、その取扱いが定められているのみです。生命保険本来の本質は、相互扶助に基づく「保障」と将来への備えとしての「貯蓄」であると言えます。ところが、近年、法人向けの生命保険商品は、「投資」という側面が強くなっている傾向にあります。例えば、解約返戻率の高いものや、投資信託などの金融商品と結びついたものが存在します。

このような投資性の強い生命保険商品に対し、現行基本通達での対応には限界があります。そして、今後も新商品の開発により、課税上の弊害が生じる可能性があります。したがって、わが国における生命保険を取り巻く課税制度について見直す必要性があると考えられます。

本論文の目的は、「保険」本来の意義から法人向けの「保険」について焦点を当て、判例分析や諸外国との比較分析を行い、現行税法上の問題点及び課税のあり方並びに「保険」のあるべき姿について考察することにより、生命保険商品の課税上の取扱いを提言することです。

本論文は、まず第一章において、生命保険の本質に歴史的変遷と近年の生命保険商品の特徴について述べています。生命保険の起源、生命保険の発展、近年の生命保険の3つの時点における、生命保険の本質の変容について概観しました。生命保険の歴史、さらに保険学や金融庁の指針から、伝統的な生命保険の本質について整理します。ここで、「本来の生命保険」とはどのようなものであるか考察しています。

保険には、私的保険¹⁾と公的保険²⁾とがあり、本論文においては私的保険を研究対象とし、中でも生命保険に焦点を当てます。また、「保険」の定義について検討する場合、主な検討対象は法人契約の生命保険とします。

生命保険は、その名の通り「人の生死を保険事故とする保険」とされ、その種類は基本的には3つです。①死亡保険³⁾、②生存保険⁴⁾、③生死混合保険⁵⁾（養老保険）となっています。

これら生命保険は、二面性を持っています。それは、将来の支払いに備えた「貯蓄」という側面と、偶発的な保険事故に備える「保障」という側面です。そして法人税法上、その契約形態により損金算入又は資産計上されます。特に養老保険に関しては、「貯蓄」と「保障」の両方を持っています。そのた

1) 私的保険とは、保険会社が扱う保険をいう。個人や家計及び企業・組織が、原則として私的かつ自由に購入又は加入しようとする保険である。

2) 公的保険とは、国家又は地方自治体が経営主体となっている保険である。具体的には、公的年金や、国民年金、社会保険、社会政策保険、産業保険、経済政策保険が挙げられる。

3) 死亡保険とは、被保険者の死亡を保険事故とするもので、保険期間中の被保険者の死亡のみに保険金が給付される保険である。(田畑康人他共著『読みながら考える保険論』八千代出版、2010年、p.205)

死亡保険は保険期間に応じて、さらに以下のように分類される。

(1) 定期保険 (2) 終身保険 (3) 定期付終身保険

(下和田功『はじめて学ぶリスクと保険〔改訂版〕』有斐閣、2009年、p.180)

4) 生存保険とは、保険期間満期時の被保険者の生存を保険事故とする保険である。(前掲書、田畑康人他共著『読みながら考える保険論』p.181)

5) 生死混合保険とは、まさに死亡保険と生存保険を混ぜ合わせた保険である。(前掲書、田畑康人他共著『読みながら考える保険論』p.208)

め、税務上の取扱いについても複雑なものとなっており、特に問題を多く抱えています。

保険学の観点からは、保険の本質についての議論は未だ答えがでていないと言えます。しかし、保険契約者を法人に限定することで、その保険の利用目的は絞られるため、定義を定めることも可能であると考えられます。

会社法によれば、会社は、営利事業を営むことを目的とする⁶⁾法人の一類型であって、経済活動を行う主体のうちもっとも重要なものとされています⁷⁾。法人による生命保険の利用目的については、詳しくは後述しますが、主なものとして、事業保障、運転資金の確保、そして課税の繰り延べが考えられます。

つまり、法人は利益追求を目的としている前提があるため、生命保険を純粋に「保障」として利用することもあります。実際はきわめて金融的側面が強いのではないかと考えられます。

また、金融庁は保険商品販売のあり方について、次のように発表しています。

「保険商品は、①万一の場合に備えるという保険の特性から保険加入のニーズ（必要性）を直ちには感じていない者に対してもニーズを喚起しようとするものであること、②いわば目に見えない給付の約束が約款に記載されるのみであり、支払事由が生じて実際に保険金の請求手続をとることにより初めてその品質・性能を知り得るものであること、③本来的に複雑性を有しており、顧客と保険会社の間には情報格差があること、等の特性があり、消費者は専ら保険会社の提供する情報に依存しながら商品を理解しなければならない。したがって、販売・勧誘時に顧客に対して商品を選択する上で重要

6) 営利事業を営むことを目的とするとは、対外的経済活動で利益を得て、得た利益を法人の構成員に分配することを目的とするという意味である。（江頭憲治郎『会社法コンメンタル1—総則・設立(1)』商事法務、2008年、p.3）

7) 前掲書、江頭憲治郎『会社法コンメンタル1—総則・設立(1)』p.3

な情報が適切に提供されることが極めて重要となる⁸⁾。]

つまり、保険本来の意義に沿って税務上取扱うことと、保険会社が適切な情報提供を行うこと、そして、金融庁の求める保険商品に対する考え方には通ずるものがあると考えられます。上記のような、金融庁の指針により、外見上は保険商品の利用目的の問題が解決されたように思えます。しかし、現実の利用目的は保険本来の趣旨からは離れたものであることに変わりはないかもしれません。その点において、検討していく必要があると考えます。

近年、新たな保険商品が次々に開発されています。特に、外資系企業による諸外国で利用されてきた保険をベースとした商品や、わが国の企業において節税目的として利用されるような商品が台頭してきました。かつて、生命保険は貯蓄の変種として漠然とした貯蓄目的で利用されていました。しかし、近年は「投資」として、つまり、「利回りを考えて」利用されるようになってきたのです⁹⁾。

諸外国においても保険商品の金融化については、投資志向商品の開発が進んでいることがうかがえます。このように、生命保険の投資性が強くなると、保障性については薄れていきます。さらに、契貸や一部解約のような保険契約上のメカニズムを利用して、資金移動が一般化してくるものは、保険のもつ本来の目的（長期の貯蓄手段）ではなく投資の対象として利用されている¹⁰⁾と考えられます。

したがって、金融化が顕著に現れるような商品については、課税上の取扱いを改めるべきであり、生命保険課税の現行の取扱いには問題があると考えられます。

8) 金融庁が行った検討会の報告書『中間論点整理～保険商品の販売・勧誘における情報提供のあり方～』からの抜粋である。(2005年)

9) 田村祐一郎『生活と保障』千倉書房、1990年、p.179

10) 山内義弘「生命保険税制改正をめぐる諸問題—とくに生命保険の基本原則とのかかわりについて—」『生命保険経営』p.47

第二章では、生命保険の構造と課税上の取り扱いについて考察しています。その理由は、法人が支払う生命保険の保険料に関する取り扱いは法的根拠を持たない法人税基本通達 9-3-4, 9-3-5, 9-3-6 のみであり、課税上の取り扱いの定めのない生命保険が存在するからです。

保険の目的は「偶然的事件がなかったならば達成されたはずの財産形成を確保すること」であるとされます¹¹⁾。

事業主は法律の規定にしたがって、健康保険、厚生年金保険、労災保険等の社会保険の保険料を負担していますが、この他に、法人税を軽減するために、あるいは使用人や役員の福利厚生を図るために、また退職金の支払準備に備えるために、生命保険を利用する場合があります¹²⁾。

生命保険は、多くの保険契約者が保険料を負担し、保険事故発生時に保険金を受け取ることができるという、相互扶助の仕組みからなっています。生命保険契約は、損害保険契約と比べて、長期間にわたる契約が通常であり、保険料のうち後年の保険金支払いに積み立てられる部分が多くあり、投資的要素もあることから独特の規制があります。

わが国では、保険契約については、保険法ができるまで、商法の中に保険法に該当する規定が置かれていました。これらの規定は、1899年の商法制定後、1911年に一部改正がされただけで、100年近く実質改正されずにいました。商法は、保険契約を損害保険契約と生命保険契約の二種類を規定していました。生命保険契約¹³⁾について「当事者の一方が相手方又は第三者の生死に関し一定の金額を支払うべきことを約し、相手方が之に其報酬を与えることを約する」（商法 637 条）と定めていました。その後、数多くの審議を経て

11) 水野忠恒「生命保険税制の理論的問題(上)」『ジュリスト』有斐閣、1981年、No.753, p.110

12) 江草忠允『新生命保険実務講座』有斐閣、No.8, 1974年、p.91

2008年に保険法が制定されることとなりました。これにより、保険法は、わかりやすさと社会経済情勢を反映したものとなるように生まれ変わったのです。

生命保険の支払保険料は、契約形態により損金又は資産計上されることが、法人税基本通達により定められています。

支払保険料の課税上の取扱いについては、法人税法第22条第3項第2号《損金の額に算入される販売費等》において、「内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。…当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額」であるとされています。

また、同条第4項において、「第二項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。」とされています。

そして、損金の算入時期については、法人税基本通達2-2-12により、「法第22条第3項第2号の償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債

13) 生命保険契約の性質についての判例は以下の9つが挙げられる。

- (1) 有償契約性（昭和56年7月15日札幌地裁）
- (2) 双務契約性（昭和39年9月25日最高裁）
- (3) 諾成契約性（昭和8年3月8日大審院）
- (4) 附合契約性（昭和56年4月30日東京地裁）
- (5) 射倖契約性（昭和60年8月30日大阪地裁）

射倖契約とは、一方または双方の当事者の契約上の具体的な給付義務が発生するか否かまたはその大小いかが偶然な出来事によって左右され、したがって当事者のなす具体的な給付相互間の均衡関係が偶然によって左右される契約（大森忠夫『保険法』有斐閣、1970年、p.84）である。

- (6) 善意契約性・信義則性（昭和60年8月30日大阪地裁）
- (7) 継続的契約性（昭和63年5月23日東京地裁）
- (8) 不要式契約性（昭和10年5月22日大審院）
- (9) 商行為性（保険業法21条）

（真鍋幸充『（改訂・増補版）生命保険契約法 最新実務判例集成』保険毎日新聞社、1998年、pp.18-21 参照。）

務が確定しているものとは、別に定めるものを除き、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。①当該事業年度終了の日までに当該費用に係る債務が成立していること。②当該事業年度終了の日までに当該債務に基づいて具体的な給付をなすべき原因となる事実が発生していること。③当該事業年度終了の日までにその金額を合理的に算定することができるものであること。」と定められています。本項は、債務確定基準といわれるもので、その本旨するところは、原則として、費用についての引当金や見越し計上を認めないというものです¹⁴⁾。

さらに、保険料支払時については、保険の種類に応じて、法人税基本通達によってその取扱いが定められています。定期保険（死亡保険）の保険料は、掛け捨ての保険に係るものであることから法人の損金にするか被保険者の給与とするかのいずれかになります¹⁵⁾。

養老保険の保険料は、積立保険料、危険保険料、付加保険料からなっており、このような保険料の性格の違いを踏まえ、さらには、保険金受取人が誰であるかに応じて取扱いを定めています。

保険金収入は、法人税においては、所得税と異なり、保険契約の種類、保険金又は給付金の支払原因の如何を問わず、支払いを受ける生命保険金、生命保険契約に係る各種給付金については、すべて受取人たる法人の益金の額に算入されます¹⁶⁾。

法人税法第22条第2項において「内国法人の各事業年度に算入すべき金額は、別段の定めがある場合を除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引

14) 山口昇『生命保険・損害保険をめぐる評価と課税の実務』TKC出版、2011年、p.1028

15) 矢田公一「生命保険商品の法人税法上の取扱い」『実務講座 法人税 Q&A』p.170

16) 前掲書、山口昇『生命保険・損害保険をめぐる評価と課税の実務』p.887

以外のものに係る当該事業年度の収益の金額とする。」とされています。

法人を契約者（保険料負担者）、役員又は使用人を被保険者及び保険金受取人とする生命保険契約の保険金（満期保険金又は高度障害保険金等をいう。）は、通常、保険金受取人たる役員又は使用人に直接支払われるので、保険金は契約者である法人の損益に影響しません（保険金の受取人である役員又は使用人の一時所得となる。）¹⁷⁾。

法人を契約者（保険料負担者）、役員又は使用人を被保険者、被保険者の遺族を保険金受取人とする生命保険契約の死亡保険金は、通常、保険金受取人たる役員又は使用人に直接支払われるので、保険金は契約者である法人の損益に影響しません（保険金の受取人である役員又は使用人の遺族については、その保険金が被相続人のみならず相続財産として相続税の課税対象となります。相続税基本通達 3-17〔雇用主が保険料を負担している場合〕¹⁸⁾。

また、満期保険金受取人又は解約返戻金の受取人が役員等である場合、その役員等の一時所得として課税されます（所得税基本通達 34-1-4¹⁹⁾）。この時、所得金額の計算上控除される収入を得るために支出した金額は、役員等が自ら負担したと認められる支払保険料及び法人負担の保険料で役員等に給与所得として課税されたものです（所得税法施行令第 183 条第 2 項第 2 号²⁰⁾、

17) 前掲書、山口昇『生命保険・損害保険をめぐる評価と課税の実務』p.888

18) 前掲書、山口昇『生命保険・損害保険をめぐる評価と課税の実務』p.888

19) 所得税基本通達 34-1(4)

次に掲げるようなものに係る所得は、一時所得に該当する。（昭 49 直所 2-23, 昭 55 直所 3-19, 直法 6-8, 平 11 課所 4-1, 平 17 課個 2-23, 課資 3-5, 課法 8-6, 課審 4-113, 平 18 課個 2-18, 課資 3-10, 課審 4-114, 平 23 課個 2-33, 課法 9-9, 課審 4-46 改正）

(4) 令第 183 条第 2 項《生命保険契約等に基づく一時金に係る一時所得の金額の計算》に規定する生命保険契約等に基づく一時金（業務に関して受けるものを除く。）及び令第 184 条第 4 項《損害保険契約等に基づく満期返戻金等》に規定する損害保険契約等に基づく満期返戻金等

同条第4項第3号²¹⁾、所得税基本通達34-4²²⁾。

法人税法では、法人が生命保険の保険料を支出した場合の取扱いについて、明文の規定はありません。このままでは、納税者はどのように対応すべきか分からないこととなります。そこで、課税実務上は、法人税基本通達を基に、支払保険料を取扱うこととなっています。

基本通達は、納税者を法的に拘束するものではありませんが、法人税法第22条第4項のいわゆる公正妥当な会計処理基準の規定に基づき、生命保険の

20) 所得税法施行令第183条第2項第2号（一部抜粋）

当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金の総額は、その年分の一時所得の金額の計算上、支出した金額に算入する。ただし、次に掲げる掛金、金額、企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金の総額については、当該支出した金額に算入しない。

イ 厚生年金保険法第9章（厚生年金基金及び企業年金連合会）の規定に基づく一時金（法第31条第2号に掲げるものを除く。）に係る同号に規定する加入員の負担した掛金

ロ 確定給付企業年金法第3条第1項（確定給付企業年金の実施）に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて支給を受ける一時金（法第31条第3号に掲げるものを除く。）に係る同号に規定する加入者の負担した金額（厚生年金保険法第165条の2第2項の規定により企業年金連合会から移換された移換年金給付等積立金、確定給付企業年金法第110条の2第3項の規定により厚生年金基金から権利義務が承継された移換積立金、同法第111条第2項若しくは第112条第4項の規定により厚生年金基金から権利義務が承継された承継年金給付等積立金又は同法第115条の3第2項の規定により厚生年金基金から移換された移換脱退一時金相当額のうち、当該加入者が負担した部分に相当する金額に限る。）

ハ 小規模企業共済法第12条第1項（解約手当金）に規定する解約手当金（第72条第2項第3号ロ及びハ（退職手当等とみなす一時金）に掲げるものを除く。）に係る同号イに規定する小規模企業共済契約に基づく掛金

ニ 確定拠出年金法附則第2条の2第2項及び第3条第2項（脱退一時金）に規定する脱退一時金に係る同法第3条第3項第7号の2（規約の承認）に規定する企業型年金加入者掛金及び同法第55条第2項第4号（規約の承認）に規定する個人型年金加入者掛金

21) 所得税法施行令第183条第4項第3号

事業を営む個人又は法人が当該個人のその事業に係る使用人又は当該法人の使用人（役員を含む。）のために支出した当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金で当該個人のその事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額若しくは山林所得の金額又は当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上必要経費又は損金の額に算入されるもののうち、これらの使用人の給与所得に係る収入金額に含まれないものの額

仕組みに着目して策定されているものであり、法人税基本通達等においてその取扱いを明らかにしているのです²³⁾。

法人を契約者とし、役員又は使用人を被保険者とする生命保険契約の支払保険料の取扱いについては、法人税基本通達 9-3-4 から 9-3-6 にて明らかにされています²⁴⁾。すなわち、生命保険契約が保障と貯蓄の二面性を持つことから、支払保険料と死亡保険金・満期保険金等の給付との関係に着目し、保険金受取人が当該法人と使用人等のいずれであるかにより保険料を資産計上する部分と期間の経過に応じて損金の額に算入する部分に区分するとともに、更に後者の場合においてそれが使用人等に対する経済的利益の供与と認められる場合には給与として取扱うこととしています²⁵⁾。

もともと養老保険は、生死混合保険で、保険料には積立保険料²⁶⁾と危険保険料²⁷⁾が組み合わさっているため、積立保険料と危険保険料との区分については、通常、契約者サイドにおいてこれを知ることは困難であると考えられるので、一種の簡便法として、その支払った保険料のうち 2分の 1 を積立保

22) 所得税基本通達 34-4

令第 183 条第 2 項第 2 号又は第 184 条第 2 項第 2 号に規定する保険料又は掛金の総額（令第 183 条第 4 項又は第 184 条第 3 項の規定の適用後のもの。）には、以下の保険料又は掛金の額が含まれる。（平 11 課所 4-1, 平 24 課個 2-11, 課審 4-8 改正）

- (1) その一時金又は満期返戻金等の支払を受ける者が自ら支出した保険料又は掛金
- (2) 当該支払を受ける者以外の者が支出した保険料又は掛金であって、当該支払を受ける者が自ら負担して支出したものと認められるもの

(注) 1 使用者が支出した保険料又は掛金で 36-32 により給与等として課税されなかったものの額は、上記(2)に含まれる。

2 相続税法の規定により相続、遺贈又は贈与により取得したものとみなされる一時金又は満期返戻金等に係る部分の金額は、上記(2)に含まれない。

23) 前掲書、矢田公一「生命保険商品の法人税法上の取扱い」『実務講座 法人税 Q&A』p.169

24) 昭和 55 年法人税基本通達改正（国税庁ホームページ）

25) 矢田公一「保険商品を巡る課税上の諸問題 - 支払保険料の損金性的問題を中心に -」『税務大学校論叢』, No.66, 2010 年, p.119

26) 積立保険料は、満期保険金の支払財源に充てるものである。

27) 危険保険料は、被保険者が死亡した場合の死亡保険金の支払財源に充てるものである。

険料とし、残額は危険保険料に該当するものとして計算することとされています²⁸⁾。

「法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする定期保険（一定期間内における被保険者の死亡を保険事故とする生命保険をいい、傷害特約等の特約が付されているものを含む。以下9-3-7までにおいて同じ。）に加入してその保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額（傷害特約等の特約に係る保険料の額を除く。）については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。

（昭55年直法2-15「十三」により追加，昭59年直法2-3「五」により改正）

① 死亡保険金の受取人が当該法人である場合

その支払った保険料の額は、期間の経過に応じて損金の額に算入する。

② 死亡保険金の受取人が被保険者の遺族である場合

その支払った保険料の額は、期間の経過に応じて損金の額に算入する。ただし、役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみを被保険者としている場合には、当該保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。」とされています。

法人については、特段の優遇措置はありませんが、死亡保険金のみが支払われる定期保険の保険料は原則として損金の額に算入されます。そして、満期保険金に含まれる予定利率による利息部分の課税の繰延べが挙げられます。税法において、生命保険の性質である「保障」と「貯蓄」との二面性に着目し、その取扱いが定められていることが分かります。また、取扱いが明らかにされていないものについては、保険の内容を考慮して取扱うこととされている現状があります。

28) 森文人『法人税基本通達逐条解説〔六訂版〕』税務研究会出版局，2011年，p.843

第三章では、米国及び英国における生命保険の取り扱いについて検証し、わが国との比較を行いました。さらに、近年問題視されている判例の分析を行っています。そして、保険の本質から逸脱していると考えられる法人向け生命保険商品についての判例では、生命保険商品の取り扱いが複雑化していることが示されています。

米国では、内国歳入法典に生命保険契約の定義規定をおくことで、投資重視の生命保険商品については課税上、生命保険契約として取扱いません。具体的には、生命保険契約の適格要件を充足しない場合、保険契約者は解約返戻金の増加を表す利殖部分（inside build-up）について、毎年課税されます²⁹⁾。この利殖部分は、課税年度中の解約返戻金の増加額と保険費用又は危険保険料のいずれか少ない額の合計額から、その課税年度中の支払保険料を控除して計算されます³⁰⁾。つまり、解約返戻金が支払った保険料の総額を上回った部分が課税の対象となります。

また、被保険者の死亡により最終的に保険金が支払われたときは、解約返戻金を超える余剰部分については非課税とされます³¹⁾。この解約返戻金は支払保険料と課税済み収益から構成されるため、資本の返還として総所得から除外される³²⁾のです。

29) 原文は以下の通りである。

USC § 7702(g)(1)(A) 「If at any time any contract which is a life insurance contract under the applicable law does not meet the definition of life insurance contract under subsection (a), the income on the contract for any taxable year of the policyholder shall be treated as ordinary income received or accrued by the policyholder during such year.」

30) 原文は以下の通りである。

USC § 7702(g)(1)(B) 「For purposes of this paragraph, the term “income on the contract” means, with respect to any taxable year of the policyholder, the excess of—

(i) the sum of—

(I) the increase in the net surrender value of the contract during the taxable year, and

(II) the cost of life insurance protection provided under the contract during the taxable year, over

(ii) the premiums paid (as defined in subsection (f)(1)) under the contract during the taxable year.」

米国の課税制度の特徴的なところは、私法上の保険該当性とは別に内国歳入法典に「生命保険契約」の定義規定をおき、その要件該当により生命保険としての課税上の便益を享受できるか否かを決している点です³³⁾。

英国においては、会社の経営に使われる保険料支払いは、必要経費であるが、その目的が投資（運用）であれば、それは必要経費にはならないとされています。このような見解が取られるのは、投資（運用）の経営に関係するような費用は、一般的な経営とは違うからです（CTM08320）。そのような保険料は、シチュエーションごとに分類されます³⁴⁾。

米国、英国においては、税法上、生命保険商品として取扱うか否かという判断基準が存在していました。そして、それぞれの性質に合った課税上の取扱いがなされていることが分かりました。しかし、各国の文化によって、生命保険のあり方やその重要性は異なってくることが言えます。我が国においても、国民性やその文化的要素についても考慮しつつ、適格要件を定めることが必要であると考えます。

米国では、内国歳入法典に生命保険契約の定義規定をおくことで、投資重

31) 原文は以下の通りである。

USC § 7702(g)(2) Treatment of amount paid on death of insured 「If any contract which is a life insurance contract under the applicable law does not meet the definition of life insurance contract under subsection (a), the excess of the amount paid by the reason of the death of the insured over the net surrender value of the contract shall be deemed to be paid under a life insurance contract for purposes of section 101 and subtitle B.」

32) 辻美枝「リスク社会における保険の機能と税制」『租税法研究』租税法学会、有斐閣、2013年、p.75

33) 前掲書、辻美枝「リスク社会における保険の機能と税制」『租税法研究』p.74

34) 原文は以下の通りである。

「Insurance premiums: 16.13 Premiums paid on assets used in the management of the company are considered to be management expenses, but premiums paid on the insurance of the investments are not. This is because the view is taken that the expenses incurred must relate to management of the investment business, and not to general administration (CTM08320). Depending on the circumstances, such premiums may be classed as capital expenditure.」(Bloomsbury Professional『CORE TAX ANNUALS, Corporation Tax 2013/14』Bloomsbury Publishing Plc, 2013年、p.559) 筆者訳

視の生命保険商品については課税上、生命保険契約として取扱わないこととしていました。また、英国においても課税上の生命保険契約の定義規定をおき、入口段階での課税上の区分けを行うことから、予測可能性や課税の公平性が保たれているといえます。

米国の判例において、Casale 事件と Prunier 事件に似たような見解がとられた Sanders 事件があります。上記事例の場合、法人により支払われた保険料にも、株主に支払う保険金にも、課税利益は実現していません。ここに課税すると、二重課税となるからです³⁵⁾。

IRS³⁶⁾は、法人が株主の有する株式の購入対価に利用する目的で株主を被保険者とする生命保険を購入する場合は、株主が受取人を指定する権利を有していても、保険金受取人の保険金受取に係る権利がその法人への株式の移転を条件とするならば、その保険料は株主の所得を構成しないことを明らかにしました。さらに、この場合の法人による保険料の負担は、法人がある資産（金銭）を他の資産（保険）へ転換するという法人の単独活動であり、株主による所得の稼得とは全く関係ないという立場を採ります³⁷⁾。

米国においては、保険金受取人変更の権利を法人が有しているか、役員が有しているかにより、生命保険の課税関係を整理しています。つまり、保険金受取人について考慮しつつ、保険の権利関係によって判断しています。わが国と異なる点は、保険の種類について着目していないところです。

日本における判例として広島審判所平成8年7月4日裁決³⁸⁾があります。

35) 前掲書, Law Library 『Taxability of Life Insurance Proceeds Paid to Stockholders of Closely Held Corporations』 p.253, 「Under circumstances similar to those in Casale and Prunier, a like result was obtained in Sanders v. Fox.26 Thus, if neither the premiums paid by the corporation nor the proceeds when paid to the stockholder are taxed, then not only is there no double tax, there is no tax at all levied upon these sums. This runs counter to the whole scheme of double taxation.」(筆者訳)

36) Internal Revenue Service の略称である。

37) Rev. Rul.59-184, supra note (訳について、前掲書、辻美枝「リスク社会における保険の機能と税制」『租税法研究』p.79 参照)

納税者は、養老保険の福利厚生型の契約を締結しました。納税者は、養老保険の第3のパターンとして支払保険料の取扱いとしていたと主張しました。これに対し、課税庁が、「契約についての周知がされていない。」とし、「保険料を支払うにあたり銀行借入をしており、この銀行借入の返済のためにこれを解約するということが予定されているから、中途解約が前提である。」さらに、「保険料から計算すると、一人あたりの福利厚生費が異常に高く、これはまさに投資目的である。」と主張しました。これに対し、審判所は、法人税基本通達9-3-4の養老保険通達が予定している福利厚生型とは到底言えず、全額資産計上すべきであると判断した事例です。

通常は、会社が通達通りの取扱いをしている限り、課税庁は否認しないが、本件については敢えてチャレンジしたのです。さらに、同じ裁決が他に2件あり、3件続けてチャレンジしたことに注目すべきです³⁹⁾。

このようなことが争いになることは、課税上の取扱いについて問題があることがうかがえます。筋のよくない事案の蓄積により、問題点が明らかにされて、抜本的な対策が採られているのかもしれませんが⁴⁰⁾。

この他に、福岡地方裁判所（第一審）平成21年1月27日判決⁴¹⁾、福岡高等裁判所（控訴審）平成21年7月29日判決⁴²⁾、最高裁判所第二小法廷（上告審）平成24年1月13日判決⁴³⁾があります。

本件の争点は、所得税法条文の解釈についてです⁴⁴⁾。この判決により、逆

38) 中村慈美『生命保険を巡る法人税について』pp.177-178

39) 前掲書、中村慈美『生命保険を巡る法人税について』p.178

40) 前掲書、中村慈美『生命保険を巡る法人税について』p.178

41) 所得税更正処分等取消請求事件、福岡地方裁判所、平成18年（行ウ）第65号、平成18年（行ウ）第66号、平成18年（行ウ）第67号、平成18年（行ウ）第68号、平成21年1月27日第2民事部判決、口頭弁論終結日平成20年10月6日

42) 所得税更正処分等取消請求控訴事件、福岡高等裁判所、平成21年（行コ）第11号、平成21年7月29日第2民事部判決

43) 所得税更正請求処分等取消請求事件、最高裁判所第二小法廷、平成21年（行ヒ）第404号、平成24年1月13日判決

養老保険の取扱いについては、本判決により出口課税の明確化がされたと言えます。しかし、この契約形態における明文規定は無く、支払保険料については、未だ税務上の取扱いに明確な根拠は存在しません⁴⁵⁾。

本件の場合、死亡保険金の受取人が法人、満期保険金の受取人が役員となっていることから、通常の養老保険とは受取人が逆の形態であり、通常、「逆養老保険」や「逆ハーフトックス」と呼ばれます。現段階での支払保険料の経理処理は、主契約保険料の2分の1を「給与」として損金算入、残り2分の1を「支払保険料」として損金算入することで、全額損金算入可能とされています⁴⁶⁾。この他にも、「給与」部分を「借入金返済」又は「貸付金」として処理することも考えられるとされています⁴⁷⁾。

逆養老保険は、全額損金算入が可能であり、かつ、中途解約の場合、解約時期によっては高い返戻率が見込めることから、法人の所得の圧縮に使われることが考えられます。これについては、国税庁が「通達の隙間をついた財テク商品である」として問題視している記事もあるとされています⁴⁸⁾。

保険期間が長期になればなるほど、保険事故が起こる蓋然性が高くなり、保険金が支払われることを加味すれば、相当の前払部分があることから、期間配分の問題として取扱いが定められています。このように、今まで、蓋然性が高いことから資産計上等に着目してきました⁴⁹⁾。解約返戻金を受け取ることを前提としているような場合、本来の生命保険（人の生死に左右されるもの）の本質から逸脱していると考えられます。

44) この判決については、金子宏氏も判決の考え方が妥当であると、裁判所の意見を支持している。（前掲書、金子宏『租税法〔第18版〕』p.254）

45) 「「逆ハーフトックス」における満期保険金の一時所得の計算方法が明確に！」国内生保研修資料参照、2011年

46) 山口昇『生命保険・損害保険をめぐる評価と課税の実務』p.1056

47) 井上得四郎、奥田まさや、竹下健治『実践！逆ハーフトックスの教科書』保険社、2013年、p.72

48) 真鍋幸充『2011年度版 保険税務ハンドブック』保険毎日新聞社、2011年、p.403

49) 前掲書、中村慈美『生命保険を巡る法人税について』p.178

課税実務上、養老保険の保険料支払時に保険料を保障部分と積立部分に区分する必要がある場合に、その割合を契約者側で把握することが困難であることから⁵⁰⁾、簡便的に2分の1で割り振られています。しかし、保険料から保障部分を抽出する際には、支払保険料から積立保険料を控除しているところもあるため、その整合性に問題があります⁵¹⁾。

法人が死亡保険金を受け取る場合、それはリスクへの保障として、損金性が認められることは確かです。しかし、ここで危険保険料部分の割合が問題となります。

前述の通り、被保険者が満期保険金を受け取る可能性が非常に高く、法人が死亡保険金を受け取ることはほぼ有り得ない状況の中で、その支払保険料の取扱いを2分の1ずつとして良いのでしょうか。さらに、全額損金計上でき、解約返戻金も高返戻率である商品です。これは、「保険」本来の目的から外れ、保険商品の金融化が強く見られるものであると考えられます。

第四章では、生命保険に関する課税制度のあり方について論及しています。また、諸外国の取り扱いを参考に、わが国の生命保険を取り巻く課税制度について若干の検討を加えています。その結果、複雑化している生命保険商品への対応の限界を指摘し、生命保険に関する課税制度の整備を行う必要性を明確にしています。

法人契約の生命保険のうち従来型の生命保険とは、保険の本質である「保障性」のみ又は「貯蓄性」のみ、若しくは「保障性」と「貯蓄性」のみを有するものです。従来型の生命保険についての課税上の取扱いは、現行制度通りに行うことが合理的であると考えられます。なぜならば、法人にとって、この「保障性」と「貯蓄性」については、損金性と資産性が認められるからです。

50) 森文人『法人税基本通達逐条解説〔六訂版〕』税務研究会、2011年、p.843

51) 前掲書、辻美枝「リスク社会における保険の機能と税制」『租税法研究』p.73

しかし、生命保険の本質から逸脱した投資性の強い生命保険商品については、課税上の取扱いを改めるべきです。現在は、投資性の強い商品への対応を個別通達により行っていますが、諸外国の傾向を見ても分かるように、今後も投資性の強い新たな生命保険商品が登場してくると考えられます。そこで、わが国においても生命保険課税につき見直すべき時期にあると考えられます。

例えば、保険事故が起きていないにもかかわらず、支払った保険料の金額よりも受け取る保険金額が大きくなるものは、極めて投資性が強いと考えられます。つまり、投資性の有無について、中途解約時の返戻率の高さや保険事故発生の可能性の高さによって判断ができると考えられます。

保険本来の目的から逸脱してきていると考えられる法人契約の生命保険についての課税上の取扱いについて、諸外国の生命保険制度を組み込むことと、解約返戻金部分の資産計上することを提言し、その有用性について若干の検討を行いました。まず、米国及び英国の生命保険税制を参考にし、わが国における課税上の取扱いを見直しました。諸外国においては、生命保険契約の適格要件を設けることで、保険本来の「保障」という側面を重視したものについて、税制上の優遇を受けられることとしていました。わが国の近年の生命保険商品の性質の変化に対応するためにも、諸外国における取扱いを参考にすべきと考えられます。

わが国においても課税上の生命保険契約の定義規定を置き、入口時点で課税関係を整理する必要があるといえます。つまり、死亡保障を目的とする生命保険契約であるのか、投資・貯蓄のための積立金を有する生命保険契約であるのかを区分することは必要であり、生命保険商品と特別商品とせず、他の金融商品と同列に扱うか否かの判断基準を設けるべきであると言えます。

また、解約返戻金に着目した場合、生命保険の「保障」という側面を重視し解約返戻金部分を資産計上することを提言しました。この方法によると、生命保険の構造について全く無視してしまうことや、全ての生命保険には対応できないことは否めません。しかし、保険本来の目的に沿った取扱いが行われることとなります。

このように生命保険の本質から、法人向け生命保険商品の問題点及び解決策について検討している論文は少ないと思われ、ここに、本研究の意義があります。

しかし、本論文では受取人変更時の取り扱いについては明確に論及できませんでした。また、個別規定の具体的提唱には、まだ研究の余地が多く残されています。この点について、今後の判例の集積をしていきたいと考えます。

山内進先生、ご退任おめでとうございます。先生と過ごした2年間はたくさんの学びがあり、ここでは語り尽くせません。イギリスに行っておいでの一言で5日ほど渡英し、拙い英語で旅をしたのもいい思い出です。CDをお貸しして、いい曲だねとお話したことも記憶に新しいです。優しい中にも厳しさがあり、教壇に立つ先生の姿は今でもはっきりと覚えています。税理士として立派になることが、先生への恩返しと思い日々奮闘しております。末筆ながら、ご健康にはくれぐれもご留意され、これからもご自愛専一にご活躍下さい。